



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ①一元化に関連する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～

年金広報 | 2015.10.15 10月号（通巻676号）Vol.31



実務担当者のための 年金講座 第5回

掲載：2015年10月15日



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行!! 振替加算と経過的寡婦加算は1円単位に！一元化前に加算されていた加給年金額は？

一元化の施行日を迎えるにあたり、年金事務所などでは新様式の書類の入れ替えなど事務作業がたいへんだったようです。

さて、平成27年9月25日（金）、定例閣議で、一元化に関連する政令として、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」など7本が決定されました。

厚生労働省では、9月25日に決定された今回の一元化に関する政令を9月30日以後、順次PDFで公開しています。

そのうちのひとつ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令－新旧対照表目次－」のPDFデータは、なんと1,000ページもありました。

見るのもたいへんですが、ダウンロードするのもたいへんです。そして読み込むのは、なおたいへんです。

しかし、一度は、アクセスしてみることをお勧めします。

▶ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150930T0241.pdf>

一元化に関連する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～

(1) 7本の政令名、一挙公開！

平成27年9月25日に開催された閣議で、一元化に関する政令として、7本が決定されました。

7本の政令の正式名称は、以下のとおりです。

政令の正式名称の下にある（ ）内の省庁名は、所管の官庁と理解してください。

したがって、「①被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」の政令を見るためには、厚生労働省のホームページに、アクセスしていくことになります。

また、「③国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令」の政令を見るためには、財務省のホームページに、アクセスしていくことになります（タイムラグの関係で、まだ各省のホームページに登載されていないこともあります）。

実務担当者のための 年金講座

- ①一元化に関連する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～
- ②一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～
- ③一元化後の経過的寡婦加算の金額は1円単位～経過的寡婦加算の算出方法～
- ④一元化後の加給年金額について～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～
- ⑤「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「"目で見る"年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「"目で見る"年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「"目で見る"年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「"目で見る"年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



①と②は正式名称が長く、①は「(厚生労働省関係政令等の)整備に関する政令」(平成27年9月30日 政令第342号)、②「(厚生年金保険の保険給付等に関する)経過措置に関する政令」(平成27年9月30日 政令第343号)と区別すると、頭の中が整理しやすくなります。

①被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令
(厚生労働省・内閣府本府・総務省・財務省・文部科学省)

②被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令
(厚生労働省・内閣府本府・総務省・財務省・文部科学省)

③国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令
(財務省)

④被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行及び国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令(財務省)

⑤地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令
(総務省・警察庁)

⑥被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令
(総務省・警察庁)

⑦被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係政令等の整備及び私立学校教職員共済法による長期給付等に関する経過措置に関する政令
(文部科学省・財務省)



(2) 政令へのアクセス方法、「整備に関する政令」のPDFは、1,000ページ 「経過措置に関する政令」のPDFは、533ページ

政令へのアクセス方法は、次の方法によります。

- ①「(厚生労働省関係政令等の)整備に関する政令」を例に、説明しましょう。
 - (ア) まず、厚生労働省のホームページにアクセスします。
 - (イ) 次いで、ホームページの上のほうにある、「所管の法令等」のタグをクリックします。
 - (ウ) 画面が変わったら、さらに、「所管の法令、告示・通達等」をクリックし、別ウインドウを開きます。
 - (エ) 画面の下の左にある、「登載準備中の新着法令」をクリックすると、「■部局 目次」の画面に変わりますので、「年金局」を選び、クリックします。
 - (オ) 「平成27年9月30日掲載」の箇所を探し、「(厚生労働省関係政令等の)整備に関する政令」(平成27年9月30日 政令第342号)の下にある新旧対照表をクリックすると、1,000ページのPDFにたどりつけます。

アクセスした日にちが遅いと、情報が更新されていますので、画面の右側をスクロールして、「平成27年9月30日掲載」の箇所を探してください。

(3) 省令も順次掲載、「整備に関する省令」のPDFは、208ページ

10月1日には、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令－新旧対照条文－」(平成27年9月30日 厚生労働省令第153号)が、掲載されています。これは、208ページあります。

このように、すべての政省令に目を通しながら、年金相談の実務を行うのは、現実的ではないと思います。

私は、社会保険研究所から刊行される『被用者年金一元化法の解説』の改訂版（12月刊行予定）に、必要な政省令が掲載されると聞いていますので、これを手元に1冊置いておくことをおすすめいたします。

紙代とインクジェット代、印刷の時間を考えると、自分でプリントアウトするよりも、はるかに時間を有効に使えますし、経済的に効率化が図られます。

▶ | 次へ

❶ 年金講座 パックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ

▶このサイトについて ▶個人情報について ▶サイトマップ ▶お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ②一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～

年金広報 | 2015.10.15 10月号 (通巻676号) Vol.31



実務担当者のための

年金講座 第5回

掲載: 2015年10月15日

一元化施行!! 振替加算と経過的寡婦加算は1円単位に！一元化前に加算されていた加給年金額は？



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化の施行日を迎える年金事務所などでは新様式の書類の入れ替えなど事務作業がたいへんだったようです。

さて、平成27年9月25日（金）、定例閣議で、一元化に関する政令として、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」など7本が決定されました。

厚生労働省では、9月25日に決定された今回の一元化に関する政令を9月30日以後、順次PDFで公開しています。

そのうちのひとつ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令－新旧対照表目次－」のPDFデータは、なんと1,000ページもありました。

見るのもたいへんですが、ダウンロードするのもたいへんです。そして読み込むのは、なおたいへんです。

しかし、一度は、アクセスしてみることをおすすめします。

► <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150930T0241.pdf>

一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～

(1) 年金給付額は、1円単位の算定方法に

年金給付額は、一元化前の100円単位から一元化後は1円単位に変わります。一元化前は50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げていましたが、一元化後は、1円単位で年金給付額を決定することになりました（一元化後の厚生年金保険法第35条第1項。一元化後の国民年金法第17条第1項。）。

具体的には、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げる処理を行います。一元化後では、次のようにになります。老齢基礎年金を例に示しましょう。

► 事例

実務担当者のための 年金講座

- ①一元化に関する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～
- ②一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～
- ③一元化後の経過的寡婦加算の金額は1円単位～経過的寡婦加算の算出方法～
- ④一元化後の加給年金額について～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～
- ⑤「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】」
- 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】」
- 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】」
- どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】」

お知らせ

- 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



昭和25年11月10日生まれの女性。平成27年11月9日に65歳になります。国民年金の保険料納付済月数430月。

老齢基礎年金の給付額を計算すると……。

$$780,100円 \times 430 / 480 = 698,839.5円$$

≒698,840円（一元化後は1円単位）

一元化後の年金給付額は698,840円となります。

もし、この女性と同じ保険料納付済月数が430月の人で、生年月日が昭和25年8月10日生まれの女性であれば、一元化前に受給権が発生しますので、年金給付額は100円単位となり、老齢基礎年金の給付額は698,800円となります。

（2）加給年金額は、1円単位？100円単位？

それでは、加給年金額はどうでしょうか？一元化後の厚生年金保険法をみてみましょう。第44条第2項です。

$$224,700円 \times 0.999 \text{ (改定率)} = 224,475円$$

これを端数処理し、100円単位にするという規定は、一元化後も変わっていません。その結果、224,500円となります。

3人目以降の子の加算についても、みてみましょう。

同じ条文です。

$$74,900円 \times 0.999 \text{ (改定率)} = 74,825円$$

端数処理し、100円単位にするという規定は、一元化後も変わっていませんので、50円未満である25円は切り捨て、74,800円となります。

加給年金額の配偶者の特別加算もみてみましょう。

一元化後の厚生年金保険法附則（昭60年）第60条第2項です（昭和60年改正法附則を、筆者はこのように表記します。そのほうが、全国社会保険労務士会連合会編の『社会保険労務六法』中央経済社刊を使用されている人には、根拠条文にたどり着きやすいと判断するからです。）

昭和18年4月2日以後に生まれた配偶者の特別加算について算定してみましょう。

$$165,800円 \times 0.999 \text{ (改定率)} = 165,634円$$

法律の条文を読むと、一元化前と同様に、100円単位にするという規定は変わっていません。

ということは、165,634円の34円を切り捨て、165,600円にする、ということになります。

$$\text{配偶者加給年金額} = \text{加給年金額} + \text{配偶者の特別加算額}$$

$$= 224,500円 + 165,600$$

$$= 390,100円$$

配偶者加給年金額は、一元化後も390,100円で変わらないということが、法律の条文からたどり着くことができました。

（3）振替加算額は、なぜ、1円単位？

それでは、なぜ、振替加算額は1円単位になるのでしょうか。

振替加算の規定は、国民年金法附則（昭60年）第14条第1項に規定されています。

加給年金額は224,500円で、100円単位でした。これに生年月日に応じて政令で定める率を乗じて得た額を加算すると規定しています。

政令は国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和61年）[昭和61年経過措置政令をこのように表記する]第24条に率が記載されています（【表1】参照）。

たとえば、平成27年度に65歳になる昭和25年8月10日生まれの人だと、政令で定める率は、0.360なので、振替加算の額は、



224,500円×0.360（政令で定める率）=80,820円

一元化前は、ここで端数処理をし、100円単位にしていました。

ですから、昭和25年8月10日生まれの人の振替加算額は、80,800円となっていました。

さて、この振替加算を規定している国民年金法附則（昭60年）第14条第1項には、この条文上に、100円未満を端数処理して100円単位にするという規定はありません。一元化前も同様です。したがって、一元化前の国民年金法第17条第1項の規定により、50円未満は切り捨て、50円以上100円未満は100円に切り上げて、端数処理をしていたのでした。

それが、一元化になり、一元化後に受給権の発生した振替加算額については、一元化後の国民年金法が適用され、50銭未満の端数は切り捨て、50銭以上1円未満の端数は1円に切り上げる処理を行うこととなり、たとえば、昭和25年11月10日生まれの人の振替加算額は、80,820円となったのです。その結果、振替加算額は、100円単位から1円単位となった、ということなのです。

したがって、一元化後に65歳になる人の振替加算額の見込額を年金事務所で印字してもらうと、円単位の年金額が表示されてきます。

あわせて、すでに振替加算の受給権の発生している人についても、平成28年4月には、額改定が行われるので、振替加算の額は1円単位になります。

【表1】をみてもらえば、その算定過程も含め、一元化後の振替加算の全貌が理解されるでしょう。

【表1】振替加算の年金額

| 生年月日 | 加給年金額 ×政令で定める率 | 振替加算額 |
|---------------------|-------------------|----------|
| 大正15年4月2日～昭和2年4月1日 | 224,500円×1.000 | 224,500円 |
| 昭和2年4月2日～昭和3年4月1日 | 224,500円×0.973 | 218,439円 |
| 昭和3年4月2日～昭和4年4月1日 | 224,500円×0.947 | 212,602円 |
| 昭和4年4月2日～昭和5年4月1日 | 224,500円×0.920 | 206,540円 |
| 昭和5年4月2日～昭和6年4月1日 | 224,500円×0.893 | 200,479円 |
| 昭和6年4月2日～昭和7年4月1日 | 224,500円×0.867 | 194,642円 |
| 昭和7年4月2日～昭和8年4月1日 | 224,500円×0.840 | 188,580円 |
| 昭和8年4月2日～昭和9年4月1日 | 224,500円×0.813 | 182,519円 |
| 昭和9年4月2日～昭和10年4月1日 | 224,500円×0.787 | 176,682円 |
| 昭和10年4月2日～昭和11年4月1日 | 224,500円×0.760 | 170,620円 |
| 昭和11年4月2日～昭和12年4月1日 | 224,500円×0.733 | 164,559円 |
| 昭和12年4月2日～昭和13年4月1日 | 224,500円×0.707 | 158,722円 |
| 昭和13年4月2日～昭和14年4月1日 | 224,500円×0.680 | 152,660円 |
| 昭和14年4月2日～昭和15年4月1日 | 224,500円×0.653 | 146,599円 |
| 昭和15年4月2日～昭和16年4月1日 | 224,500円×0.627 | 140,762円 |
| 昭和16年4月2日～昭和17年4月1日 | 224,500円×0.600 | 134,700円 |
| 昭和17年4月2日～昭和18年4月1日 | 224,500円×0.573 | 128,639円 |
| 昭和18年4月2日～昭和19年4月1日 | 224,500円×0.547 | 122,802円 |
| 昭和19年4月2日～昭和20年4月1日 | 224,500円×0.520 | 116,740円 |
| 昭和20年4月2日～昭和21年4月1日 | 224,500円×0.493 | 110,679円 |
| 昭和21年4月2日～昭和22年4月1日 | 224,500円×0.467 | 104,842円 |
| 昭和22年4月2日～昭和23年4月1日 | 224,500円×0.440 | 98,780円 |
| 昭和23年4月2日～昭和24年4月1日 | 224,500円×0.413 | 92,719円 |
| 昭和24年4月2日～昭和25年4月1日 | 224,500円×0.387 | 86,882円 |
| 昭和25年4月2日～昭和26年4月1日 | 224,500円×0.360 | 80,820円 |
| 昭和26年4月2日～昭和27年4月1日 | 224,500円×0.333 | 74,759円 |
| 昭和27年4月2日～昭和28年4月1日 | 224,500円×0.307 | 68,922円 |
| 昭和28年4月2日～昭和29年4月1日 | 224,500円×0.280 | 62,860円 |
| 昭和29年4月2日～昭和30年4月1日 | 224,500円×0.253 | 56,799円 |
| 昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 | 224,500円×0.227 | 50,962円 |
| 昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 | 224,500円×0.200 | 44,900円 |
| 昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 | 224,500円×0.173 | 38,839円 |
| 昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 | 224,500円×0.147 | 33,002円 |
| 昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 | 224,500円×0.120 | 26,940円 |
| 昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 | 224,500円×0.093 | 20,879円 |
| 昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 | 224,500円×0.067 | 15,042円 |
| 昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 | 224,500円×0.067 | 15,042円 |
| 昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 | 224,500円×0.067 | 15,042円 |
| 昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 | 224,500円×0.067 | 15,042円 |
| 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 | 224,500円×0.067 | 15,042円 |
| 昭和41年4月2日以後 | — | —円 |

● 年金講座 パックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ

▶このサイトについて ▶個人情報について ▶サイトマップ ▶お問い合わせ

Copyright (C) KURASSIST. All Rights Reserved.



更新メールサービス申し込み

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ④一元化後の加給年金額について～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～

年金広報 | 2015.10.15 10月号（通巻676号）Vol.31



実務担当者のための
年金講座 第5回

掲載：2015年10月15日



筆者プロフィール 長沼 明（ながぬま あきら）

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員、社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行!! 振替加算と経過的寡婦加算は1円単位に！一元化前に加算されていた加給年金額は？

一元化の施行日を迎えるにあたり、年金事務所などでは新様式の書類の入れ替えなど事務作業がたいへんだったようです。

さて、平成27年9月25日（金）、定例閣議で、一元化に関する政令として、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」など7本が決定されました。

厚生労働省では、9月25日に決定された今回の一元化に関する政令を9月30日以後、順次PDFで公開しています。

そのうちのひとつ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令-新旧対照表目次-」のPDFデータは、なんと1,000ページもありました。

見るのもたいへんですが、ダウンロードするのもたいへんです。そして読み込むのは、なおたいへんです。

しかし、一度は、アクセスしてみることをおすすめします。

► <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150930T0241.pdf>

一元化後の加給年金額について

～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～

(1) 一元化前に加算されていた加給年金額はどうなるのか？

加給年金額については、すでに6月号の本誌に記しました。

一元化前から夫に加給年金額が加算されていて、一元化後に妻の厚生年金と共に年金の加入期間が、合計して20年になった場合、夫に加算されていた加給年金額は支給停止となるのか、ならないのか。筆者は支給停止にはならない、妻が65歳になるまで支給され続ける、と解説でした。

そのイメージをつかんでいただくため、共済年金と厚生年金の受給図を再掲します。（詳細は、下からアクセスしてください。）

► <http://kurassist.jp/madoguchi/nenkin-kouhou-vol27/pro-lecture/pro-lecture-03.html>

実務担当者のための 年金講座

- ①一元化に関する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～
- ②一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～
- ③一元化後の経過的寡婦加算の金額は1円単位～経過的寡婦加算の算出方法～
- ④一元化後の加給年金額について～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～
- ⑤「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

パックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- 年金の繰上げ受給は慎重に「"目で見る"年金講座【第6回】」
- 年金額はどのように改定されるの？「"目で見る"年金講座【第5回】」
- 結局、年金はいくらもらえるの？「"目で見る"年金講座【第4回】」
- どんな年金が、いつ、もらえるのか？「"目で見る"年金講座【第3回】」

お知らせ

- 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



【図3】C夫婦の場合



* 年金広報6月号（2015.6.15）「実務担当者のための年金講座」③加給年金額の支給停止の時期より

（2）パブリックコメントでの厚生労働省の回答は？

筆者は、一元化法の政令案のパブリックコメントに際し、次のような意見を提出しました。「例えば、一元化法施行前から夫に加給年金額が加算されている場合、一元化法施行後に妻の厚生年金と共済年金の加入期間が、合計して20年になったとしても、年金受給権者の期待に配慮して、夫の加給年金額は支給停止とならないよう政令による経過措置を定めるべきと考えます（一元化前と同様に、妻が65歳になるまで、夫に配偶者加給年金額を加算する）。」

9月30日付で示された厚生労働省年金局年金課の考え方は、実にあっさりしたもので、「御指摘のようなケースについては、施行日前から本人の状況に変化はなく、かつ、一元化法にも、当該加給年金を停止する旨の規定は置かれておりませんので、停止しない取扱いとしております。」というものでした。

年金相談の窓口で、相談員や多くの社会保険労務士が回答するのに苦慮していた事項だけに、年金局でそういう解釈に決まっていたのであれば、もっと早く公表すべきだったと筆者は強く思います。

したがって、一元化前に受給権が発生しているこの事例では、妻が65歳になるまで、夫に加給年金額は加算され、支給され続けるということで、筆者の解説に間違いはありません。

なお、加給年金額の他の事例についても、あわせてお読みください。政令が出された結果を踏まえても、筆者の記述の内容が正しいことが証明されています。

（3）支給停止にしない根拠条文は、政令ではなく、一元化法附則第12条！

一元化法施行前から夫に加給年金額が加算されている場合、一元化法施行後に妻の厚生年金と共済年金の加入期間が、合計して20年になったとしても、政令を定めるまでもなく、夫の加給年金額は支給停止とならない、とする根拠条文は何なのでしょうか？

厚生労働省の回答を踏まえると、一元化法附則第12条ということです（すでに述べたように、『社会保険労務六法』から条文にたどり着きやすいように、筆者は一元化後の厚生年金保険法附則（平24年）第12条と記します）。

条文を実際にみておきましょう。

たいへん重要な条文です。

一元化後の厚生年金保険法附則（平24年）第12条 <一元化法附則第12条>

（改正前厚生年金保険法等による保険給付に関する経過措置）

第12条 改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付並びに昭和60年国民年金等改正法附則第78条第1項及び第87条第1項に規定する年金たる保険給付に



については、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 前項に規定する年金たる保険給付については、次条から附則第16条までの規定を適用する場合を除き、改正前厚生年金保険法中当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定並びに当該保険給付の額の計算及びその支給停止に関する規定であってこの法律（附則第1条各号に掲げる規定を除く。）によって改正されたその他の法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。以下この項において「改正前厚生年金保険法等の規定」という。）は、なおその効力を有する。この場合において、この項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な読替えその他改正前厚生年金保険法等の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

▶ | 次へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

▲ このページのトップへ



更新メールサービス申し込み



一般財団法人
年金住宅福祉協会
ねんじゅうしき

HOME » 年金広報 » 実務担当者のための年金講座 » ⑤「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

年金広報 | 2015.10.15 10月号 (通巻676号) Vol.31



実務担当者のための
年金講座 第5回

掲載：2015年10月15日



筆者プロフィール 長沼 明 (ながぬま あきら)

志木市議・埼玉県議を務めたのち、2005年からは志木市長を2期8年間務める。日本年金機構設立委員会委員・社会保障審議会日本年金機構評価部会委員も歴任し、社会保険労務士の資格を有する。2007年に明治大学経営学部特別招聘教授に就任後、現職。主な著書・論文に『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(2015年、年友企画)、『被用者年金制度一元化の概要と制度的差異の解消について』(「浦和論叢」2015年2月号第52号 浦和大学・浦和大学短期大学部)

一元化施行!! 振替加算と経過的寡婦加算は1円単位に！一元化前に加算されていた加給年金額は？

一元化の施行日を迎える年金事務所などでは新様式の書類の入れ替えなど事務作業がたいへんだったようです。

さて、平成27年9月25日（金）、定例閣議で、一元化に関する政令として、「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令」など7本が決定されました。

厚生労働省では、9月25日に決定された今回の一元化に関する政令を9月30日以後、順次PDFで公開しています。

そのうちのひとつ「被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係政令等の整備に関する政令-新旧対照表目次-」のPDFデータは、なんと1,000ページもありました。

見るのもたいへんですが、ダウンロードするのもたいへんです。そして読み込むのは、なおたいへんです。

しかし、一度は、アクセスしてみることをおすすめします。

▶ <http://www.hourei.mhlw.go.jp/hourei/doc/hourei/H150930T0241.pdf>

「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！
～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

(1) 一元化後の被保険者の種別と実施機関について

一元化後の厚生年金の被保険者の種別と実施機関は、【表3】【表4】の通りです。

なお、詳細は長沼著『年金一元化で厚生年金と共済年金はどうなる?』(年友企画刊)をご参考ください。

▶ http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205

【表3】 被保険者の種別

実務担当者のための 年金講座

- ①一元化に関する政省令について～どこにアクセスすればいいのか理解～
- ②一元化後の振替加算の金額は1円単位～振替加算の金額の算出方法～
- ③一元化後の経過的寡婦加算の金額は1円単位～経過的寡婦加算の算出方法～
- ④一元化後の加給年金額について～一元化前に加給年金額が加算されていた場合はどうなるか～
- ⑤「第1号厚生年金被保険者」は「一般厚年」に！～一元化後の「厚生年金被保険者」の略称決まる～

年金広報

Topics | トピックス

実務担当者のための 年金講座

ねんきん最前線 市区町村 VOICE

バックナンバー

Pick Up & Event

おすすめ記事

- ▶ 年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。【年金WEB質問箱を開設しました】NEW!!
- ▶ 年金の繰上げ受給は慎重に「目で見る」年金講座【第6回】」
- ▶ 年金額はどのように改定されるの？「目で見る」年金講座【第5回】」
- ▶ 結局、年金はいくらもらえるの？「目で見る」年金講座【第4回】」
- ▶ どんな年金が、いつ、もらえるのか？「目で見る」年金講座【第3回】」

お知らせ

- ▶ 2019.4.1
【年金WEB質問箱を開設しました】
年金制度の質問や年金受給にあたつての疑問にお答えします。NEW!!

住まいの整備講座

Home Maintenance



| | |
|--------------|---|
| ①第1号厚生年金被保険者 | 従来からの厚生年金保険の被保険者、 2号・3号・4号以外の厚生年金保険の被保険者 |
| ②第2号厚生年金被保険者 | 国家公務員共済組合の組合員 |
| ③第3号厚生年金被保険者 | 地方公務員共済組合の組合員 |
| ④第4号厚生年金被保険者 | 私立学校教職員共済制度の加入者 |



【表4】被保険者の種別と実施機関

| 被保険者の種別 | 実施機関 |
|--------------|--|
| ①第1号厚生年金被保険者 | 厚生労働大臣 (権限を委任・仕事を委託された日本年金機構) |
| ②第2号厚生年金被保険者 | 国家公務員共済組合連合会等 |
| ③第3号厚生年金被保険者 | 地方職員共済組合、公立学校共済組合、警察共済組合、東京都職員共済組合、全国市町村職員共済組合連合会等 |
| ④第4号厚生年金被保険者 | 日本私立学校振興・共済事業団 |

(2) 一元化後の被保険者の種別の名称と略称

厚生年金保険の種別と国民年金の種別が紛らわしく、混乱しないようにということで、次のように、名称と略称が定めされました。

【表5】被保険者の種別の名称と略称

| 被保険者の種別 | 名 称 | 略 称 |
|--------------|--------|-------|
| ①第1号厚生年金被保険者 | 一般厚年 | 一般厚年 |
| ②第2号厚生年金被保険者 | 国共済厚年 | 公務員厚年 |
| ③第3号厚生年金被保険者 | 地共済厚年 | |
| ④第4号厚生年金被保険者 | 私学共済厚年 | 私学厚年 |

なお、一般厚年と、公務員厚年、私学厚年は、同じ標準報酬月額でも保険料の金額が異なりますので、注意してください。

参考までに、標準報酬月額が30万円の場合の、被保険者から控除すべき保険料額は、次のとおりとなります（平成27年10月から平成28年8月まで）。

詳細は、長沼著『年金一元化で厚生年金と共に年金はどうなる？』（年友企画刊）78ページをご参照ください。

「一般厚年」「公務員厚年」「私学厚年」の保険料額が、一覧表ですべて掲載されています。

▶ http://www.nen-yu.co.jp/new_book/index.html#nb201205

【表6】標準報酬月額30万円の場合の控除すべき保険料額（被保険者負担分）

| 被保険者の略称 | 控除すべき保険料額 |
|---------|-----------|
| 一般厚年 | 26,742円 |
| 公務員厚年 | 25,917円 |
| 私学厚年 | 21,531円 |

◀ | 前へ

● 年金講座 バックナンバーはこちら

この記事はいかがでしたか?
ボタンを押して評価してください。

| |
|---------|
| 良い |
| 悪い |
| どちらでもない |

この記事の感想をお寄せ下さい。

送信

▲ このページのトップへ